

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）の策定の助言等の支援も勧めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

パートナー企業と共同研修を実施するなど連携・協働することで新たな価値を創造します。

c. 人材マッチング

常に取引先との情報交換を行い、地域企業の経営課題に対し必要な人材の紹介及び募集・受入れに努めます。

d. 環境経営に関する取り組み

気候変動や環境問題に関して、わが社の SDGs への取り組みを通じて、環境保全に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

e. 健康経営に関する取り組み

わが社が取組む健康経営のノウハウを提供、又は施策を共同実施することで、自社だけでなくパートナー企業の健康増進のために寄与します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトは60日以内とするよう努めます。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう配慮し、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に努めます。

3. その他

当社は、「人と自然と未来のために」常に関わる全ての「ヒト・モノ・コト」の先を考え経営に取り組んでいます。取引を行うすべての企業と、法令順守のもと、誠実な取引に努め高い付加価値を生みだしていきます。広く多様な人材を育み、働く環境を整え、「笑顔あふれ選ばれ続ける企業」を持続できるように、取引先の皆様と、お互いに成長発展するパートナーとして関係の強化に努めます。

2024年4月1日

喜多機械産業株式会社

代表取締役 喜多 真一